

中国税務速報

2019年11月20日

●1. 国家外貨管理局 越境取引・投資の更なる円滑化に関する通知

2019年10月25日、国家外貨管理局は『越境取引・投資の更なる円滑化に関する通知』を公布しました。主な内容は以下の通りです。

(1)非投資性外商投資企業の国内株式投資の制限については取消しを行う。非投資性外商投資企業は、現行の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に違反しておらず、且つ国内の投資プロジェクトが適正で規範的なものであるという前提のもと、中国国内で株式投資を行うことが認められます。非投資性外商投資企業が、自国通貨により株式投資を行う場合には、投資された企業は国内再投資登録を受け、かつ資本金口座を開設し資金を受け取る必要がありますが、貨幣出資登録の手続きは不要です。非投資性外商投資企業が、人民元により株式投資を行う場合には、資金の受取には「資本項目一為替決済支払口座」を開設する必要があります。

(2)資本項目の決済利便化について適用の拡大を行います。モデル地区で条件を合致する企業が増資、外債、国外上場などに伴う資本項目に係る収入を国内支出に充てる場合、銀行へその真実性についてのエビデンスを事前に提供する必要はありません。

(3)国内における、外貨資金の為替決済上の決済制限を緩和します。外商直接投資において国内持分の譲渡側が、外国投資者から持分譲渡の対価を受け取る場合、関連業務の登記に基づき銀行で直接口座開設を行い、資金の決済手続を行うことができます。

(4)外国投資者の保証金の使用と決済の制限を緩和します。外国投資家が国外から送金または国内から引き渡された保証金は、取引成立後、国内の出資、国内外の対価支払などに直接用いることができます。

(5)資本項目の外貨口座の開設数の制限を緩和します。関連企業は実際の業務に基づいて複数の資本項目の外貨口座を開設することができます。

この通知は第8条第2項を除き、2019年10月25日の公布日より実施されます。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2019/1025/14469.html>

●2. 税関総局 総合保税区域内における保税貨物賃貸借と先物保税受渡業務に関する公告

2019年10月12日、「国务院 総合保税区の更なる開放及び高度な発展の促進に関する意見」（国発[2019]3号）に基づき、税関総局は2019年第158号公告（以下『公告』と略称します）を公布し、総合保税区域内における保税貨物の賃貸借と先物保税受渡業務に関し明らかにしました。

『公告』は、賃貸企業と賃借企業が総合保税区内の保税貨物を目的物として展開する輸出入賃貸業務に適用され、ファイナンスリースとオペレーティングリースが含まれます。賃貸借取引が発生した場合、賃借企業は賃貸借契約書の変更など関連資料に基づき、税関に契約書の変更、担保の変更などの関連手続を行うこととなります。また保税貨物を輸出し賃貸業務を行う場合、賃貸借企業は税関に申告する必要があります。加えて賃貸借業務が税関により、税金を担保する必要があると判断された場合、賃貸借企業は「税関賃貸借貨物保証書」によって輸入貨物を賃貸借する際の保証手続を行うこととなります。また総合保税区内で先物保税受渡業務を行う場合、受渡倉庫は先物取引所と税関の要件に合致する必要があります。

この公告は公布日から施行されます。

<http://www.customs.gov.cn//customs/302249/2480148/2646500/index.html>

●3. 国家税務総局 「非居住納税者の租税条約の適用に関する管理弁法」に関する公告

「放管服」改革（注：規制緩和改革のこと）の更なる深化、税収・ビジネス環境の一層の最適化のため、そして非居住納税者の租税条約の適用に資するため、国家税務総局は「非居住納税者の租税条約の適用に関する管理弁法」（以下『弁法』と略称します）を制定し、2019年10月14日に公布しました。

『弁法』に基づき、非居住納税者は、租税条約の適用を受ける場合、「自己で判断し、優遇税制の適用を申請し、関連資料を保管する」という形で行うことになります。非居住納税者は、租税条約の適用条件を満たしていると判断し、納税申告或いは源泉徴収義務者による源泉徴収申告を行う際、「弁法」の規定に基づき、関連資料を準備し、税務機関の管理を待つことになります。

『弁法』は2020年1月1日より施行されます。これに伴い「非居住納税者の租税協定待遇享受管理弁法」（国家税務総局公告2015年第60号公布、国家税務総局公告2018年第31号改正）は廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5138275/content.html>

4. 財政部 税務総局 個人向けサービス業の増値税控除政策の明確化に関する公告

2019年9月30日、個人向けサービス業の税負担を軽減するため、財政部及び国家税務総局は個人向けサービス業の増値税控除政策の明確化に関する公告（以下『公告』と略称する）を発表しました。主な内容は以下の通りです。

(1)2019年10月1日から2021年12月31日まで、個人向けサービス業を営む納税者は、当期の控除可能仕入増値税額については15%を加算し仕入増値税額を控除することができます。

(2)2019年9月30日以前に設立された納税者については、2018年10月から2019年9月までの売上高（経営期間が12ヶ月未満の場合、実際の経営期間における売上高）が上記の条件を満たす場合、2019年10月1日から15%を加算し控除する優遇税制を適用できます。

(3)2019年10月1日以降に設立された納税者については、設立日から3ヶ月間の売上高が上記の条件を満たす場合、一般納税者として登録された時点から15%を加算し控除する優遇税制を適用できます。

(4)納税者が15%控除の優遇税制を利用することができる場合、当該年度に適用を受けず次年度以降に適用するかどうかについては、前年度の売上高により計算し決定する事ができます

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5137754/content.html>

●5. 財政部 税務総局 資源総合利用増値税政策に関する公告

2019年10月24日、財務省と国家税務総局は『総合資源利用増値税政策に関する公告』（以下、『公告』と略称）を公布しました。

『公告』によると、2019年9月1日より、リン石膏資源を利用する製品を生産し販売する場合、納税者は増値税の即時控除制度を適用することが出来、控除割合は70%となります。最新の増値税政策の適用対象は、リン石膏資源総合利用製品（国家発展改革委員会『産業構造調整指導目録』において制限類、廃止類項目に属していないもの）であり、当該製品の原料の40%以上がリン石膏体からなるものです。なお納税者が『公告』の増値税優遇政策を申請する場合、納税信用度が税務機関の評定するC級およびD級である場合は適用出来ません。

また、増値税資源総合利用政策に対し、すでに租税優遇を受けている納税者については、条件を満たさなくなった又は税収や環境保護に関する法律・法規を違反し処罰を受けた翌月からは、優遇政策の適用を受けることはできません。また納税者は、優遇政策が適用される製品売上とサービス売上に係る税額をそれぞれ独立計算する必要があります。独立計算できない場合、即時控除の適用を受けることは出来ません。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5138798/content.html>